

高槻市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、令和4年度監査の結果に関する措置結果の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年5月12日

高槻市監査委員	上	田	豊	喜
同	重	谷	芳	人
同	畑	山	和	幸

## 令和4年度監査における監査結果報告に基づく措置結果報告

### 定期監査

- 1 都市創造部（住宅課、建築課、管理課、道路課、公園課、下水河川企画課、下水河川事業課）

（監査実施日 令和4年9月15日から11月2日まで）

指摘事項	措置結果
<p>備品管理について</p> <p>備品の廃棄を行う場合、高槻市財務規則第133条第1項及び同条第2項に基づき、実際の廃棄処理を行う前に財務会計システムの返納手続きを行わなければならないところ、所在場所が芥川緑地プール管理棟となっている備品144点について、返納手続きを行わずに、令和3年度に実施された芥川緑地プール解体工事において、当該備品をすべて廃棄していた。</p> <p style="text-align: right;">（公園課）</p>	<p>措置日 令和4年10月18日</p> <p>直ちに返納手続きを行った。今後このようなことがないように、本市財務規則に基づく適正な事務処理について、課内研修により全職員に周知徹底した。</p>

- 2 子ども未来部（子ども育成課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、保育幼稚園指導課、子ども保健課、子育て総合支援センター）

（監査実施日 令和4年11月8日から12月23日まで）

指摘事項	措置結果
<p>支出事務について（物品購入事務）</p> <p>消耗品の購入において2者見積りを行っているが、誤って見積額の高い業者から購入しているものがあつた。</p> <p style="text-align: right;">（子育て総合支援センター）</p>	<p>措置日 令和4年12月8日</p> <p>見積書の税込価格表示を税抜価格と誤認したことにより、見積額の高い業者から購入してしまったものである。今後は、決裁過程における点検の徹底に加え、見積り合わせ結果を別途作成し、起案に添付することで再発防止に努める。</p>